

第十号の六の二様式（第三十一条の九の二関係）

## 指定構造計算適合性判定機関票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	大分県知事指定 第1号（平成28年3月4日）
指定の有効期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日
機関の名称	一般社団法人大分県建築構造技術センター
主たる事務所の住所	〒870-0045 大分市城崎町1丁目3番31号 AIG大分ビル3F
代表者氏名	代表理事 井上 正文
業務区域	大分県全域
委任都道府県知事	大分県知事
取り扱う建築物	構造計算に係る床面積（法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が5,000平方メートル以下のもので、次のいずれかの構造計算によって安全性を確かめる建築物 政令第81条第2項第1号イに定める構造計算 政令第81条第2項第2号イに定める構造計算 ただし、国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって安全性を確かめられたものは除く。